

休所とす、別當龍頭寺といふ、山伏三十家、山の谷々を開て田畠として、各々作り取にして食地とせり、此山は峯いくつともなく折重りて、山中に小なる湖多し、鳥海の湖、鶴巻の湖は大ひ也、遠見せる風景、和國の山と見へず、數十里の外より見ても、其雅なる所いわん方なし、予が思ふ所、當山は富士山につぐ名山なるべし、諸州高山多しといへども、度々參詣せしものに尋ね聞いて、山上の事を記せり、昔酒田浦に算者ありて、山の高サを積り、鳥海山の高サ拾七丁五拾八間五尺壹寸貳分、月山の高サ拾四丁五拾六間餘、是は御案内のものより御巡見使へ申上る所なり、壹寸貳分迄を知事及びがたし、予コンパツを以て計るに、是も齟齬せり、

〔出羽國風土略記〕鳥海山

當郷の北に有て、飽海、由利二郡に跨る、土俗日本第四の高山といふ、丁にして十七丁五十八間五尺一分餘有とぞ、景行天皇御宇、大物忌神社當國へ來現、其後欽明天皇廿五年、この山に御鎮座、其後、平城天皇御宇、明浦村移坐之縁起有、跡に薬師の佛像并十二神跡有、堂長三間、輪二間半、長床四間、輪二間、飽海郡をこの山の表口とし、古は明浦蕨淵兩別當にて、由利を裏口とし、矢島小瀧北澤等に衆徒有、薬師修覆田高二十二石二斗一升八合九勺、蕨岡村に有、彼地黒印百四十石壹斗六升三合の由なり、明浦村寺家の記にいふ、鳥海山に有三跡、以兩所宮爲本三道は、明浦、杉澤、由利なりと云々、

○鳥海山ノ事ハ、又火山ノ條ニアリ、參看スベシ、

〔書言字考節用集一乾坤〕羽黒山

〔和漢三才圖會六十五〕羽黒山權現

〔東遊雜記七〕出羽國田川郡羽黒山の略圖、月山湯殿山鼎のあしのごとくあり、月山大ひに高く、羽